

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。桜の季節もいつしか過ぎ、葉桜の季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今回は、税制改正について小松がご紹介いたします。

## <中小企業における所得拡大促進税制について>

青色申告書を提出している中小企業者等が、従業員の賃金を前年比 1.5%以上増やしたときに、その増加した額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

### 対象

青色申告の法人、個人事業主

### 適用期間

法人：平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度

個人：平成 31 年～令和 3 年までの各年度

### 要件

継続雇用者給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加していること

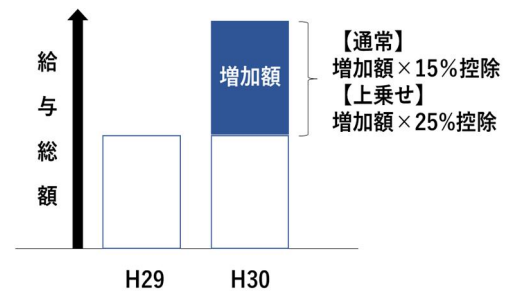
※継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額

### 税額控除

（当年の給与総額－前年の給与総額）× 15% の税額控除が適用でき、更に上乗せの要件に該当した場合は、  
（当年の給与総額－前年の給与総額）× 25% の税額控除が適用できる

※上乗せの要件とは

1. 継続雇用者給与等支給額が前年度比で 2.5%以上増加していること
2. 次のいずれかを満たすこと
  - ・教育訓練費が前年度比で 10%以上増加していること
  - ・経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされていること



### 注意点

1. 設立一年目は適用不可
2. 税額控除の限度額は法人税額（所得税額）× 20%

継続雇用者給与等支給額には、賞与や諸手当も対象になるので、決算賞与などを活用すれば適用の可能性が高くなります。かわら版では説明しきれない細かい要件がありますので、気になる方はぜひ担当職員へお尋ね下さい。

### 【新入社員紹介】

はじめまして。この度、入社致しました中島と申します。

前職は、国税局で徴収の仕事をしておりました。前職の経験と税務の知識を活かしてお客様のお役にたてるように邁進して参ります。今後ともよろしくお願ひ致します。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350